

海外特別研究員事業 令和3年度採用内定者各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会は、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず派遣先機関での研究実施が困難になった場合等を考慮し、令和3年度の特例措置を実施してまいりました。

このたび、最新の情勢を踏まえ検討した結果、一定の条件を満たす令和3年度採用内定者を対象として、令和4年度の渡航開始を認める措置を講じることとしましたので、お知らせいたします。

措置を希望する場合には、下記を参照の上、申請をお願いします。

記

(1) 対象者

派遣先の状況に鑑み令和3年度中の渡航の見通しが立たない等のやむを得ないかつ客観的な理由により、令和3年度中に採用を開始することができない海外特別研究員（RRAを含む）令和3年度採用内定者

(2) 申請手続

令和4年度中の採用開始を希望する場合は、以下3点の書類を速やかに本会宛メールで提出してください。

1) 申請理由書（指定様式有。電子媒体）

2) 受入研究機関又は受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルスの影響により、本件特例措置の申請時点において、令和3年度内に渡航することが困難である状況が客観的に確認できる文書（当該国・地域又は当該機関からの通知文書や受入研究者からのメールの写し等とし、書式任意。電子媒体）

3) 受入研究機関又は受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルスの影響により、令和3年度内の渡航が困難であるために令和4年度に渡航を開始することを受入研究者が推奨又は依頼している旨がわかる文書（通知文書やメールの写し等とし、書式任意。電子

媒体)

※2) 及び3) が英語以外の外国語で記載されている場合は、英訳又は和訳を付してください。

(3) 採用証明書発行手続

上記必要書類を本会に提出し、本会の許可を得た後、新たな派遣開始日の40日前までに「外国出張計画書(様式3及び別紙日程表)」「派遣開始日届(様式19)」を本会に提出してください。(既に提出済の方も改めて提出願います。) これら書類の提出により、当該採用者が令和4年度に渡航を開始する旨を記載した採用証明書を発行する手続を行うこととします。ビザの申請や現在の所属機関との雇用契約の変更等のため、当該証明書が早急に必要な場合は、速やかに本会に相談してください。

(4) 留意事項

- ・ 本特例措置の適用期間中も、海外特別研究員の遵守事項等に違反した場合は、採用取消や採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。
- ・ 本特例措置を承認された後、令和4年度に渡航することも困難となる事象が発生した場合は、速やかに採用内定を辞退してください。
- ・ 手続等についてご不明な点がございましたら下記担当までお問合せください。

以上

(本件担当)

(独) 日本学術振興会人材育成事業部人材育成企画課
(令和3年10月に海外派遣事業課から名称変更しました)

TEL : 03-3263-0189 E-mail : kaitoku@jsps.go.jp